

議第5号

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則

鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号から第7号までを次のように改める。

- （1）事務総括は、事務について校長を助け、庶務及び会計事務を総括し、特に困難な事務をつかさどる。
- （2）事務主査は、事務について校長を助け、特に困難な事務をつかさどる。
- （3）主査は、上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。
- （4）主任主査は、上司の命を受け、特定事項に関する事務をつかさどる。
- （5）主任主事は、上司の命を受け、高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。
- （6）副主任は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。
- （7）主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議第6号

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

鶴岡市中央公民館設備等使用料

(1) 市民ホール設備・備品

	名称	単位	使用料		名称	単位	使用料	
照明装置	第1 ボーダーライト	1列	1,210円	音響装置	ピンワイヤレスマイクロホン	1本	850円	
	第2 ボーダーライト	〃	1,210円		エレベーターマイクロホン	〃	600円	
	アッパーホリゾンライト	〃	1,450円		拡声装置	一式	1,580円	
	ロアホリゾンライト	〃	1,450円		ステージスピーカー（大）	1台	600円	
	フットライト	〃	480円		ステージスピーカー（小）	〃	480円	
	センターピン	1台	780円		カセットテープレコーダー	〃	720円	
	第1 サスペンションライト	〃	120円		CDプレーヤー	〃	720円	
	第2 サスペンションライト	〃	120円		MDプレーヤー	〃	720円	
	第3 サスペンションライト	〃	120円		舞台装置	音響反射板	一式	2,750円
	サイドスポットライト	〃	120円			グランドピアノ	1台	6,600円
	フロントサイドスポットライト	〃	120円			平台	1枚	30円
	シーリングスポットライト	〃	120円			演台	1台	200円
	トーマンタルスポットライト	〃	120円			脇机（花台）	〃	100円
	スポットライト1kw	〃	120円	指揮台		〃	100円	
	スポットライト0.5kw	〃	60円	譜面台	〃	100円		
	クリンカラー（ライト用）	1枚	20円	司会台	〃	200円		
	星球	1列	600円	長机（舞台上のみ）	1基	100円		

音響装置	コンデンサーマイクロホン	1本	600円	映像装置	いす（舞台上のみ）	1脚	50円
	ダイナミックマイクロホン	〃	240円		16mm映写機（大）	1台	3,020円
	ワイヤレスマイクロホン	〃	850円		スクリーン	一式	440円

備考 使用料の算定においては、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで、午後5時から午後10時までをそれぞれ1回とする（次号の表及び第3号の表において同じ。）。

(2) 大視聴覚室設備・備品

	名称	単位	使用料		名称	単位	使用料
照明装置	ボーダーライト	1列	780円	音響設備 映像装置 その他	拡声装置	一式	600円
	アッパーホリゾンライト	〃	780円		カセットテープレコーダー	1台	720円
	フットライト	〃	350円		CDプレーヤー	〃	720円
	サスペンションライト	1台	70円		スクリーン	一式	440円
	シーリングスポットライト	〃	70円		グランドピアノ	1台	2,750円
	展示用スポットライト	一式	350円		展示用パネル	1枚	30円
音響設備	ダイナミックマイクロホン	1本	240円	演台	1台	200円	
	ワイヤレスマイクロホン	〃	850円	脇机（花台）	〃	100円	
	ピンワイヤレスマイクロホン	〃	850円				

(3) 共用設備・備品

	名称	単位	使用料		名称	単位	使用料
映像装置	52型液晶テレビ	〃	480円	映像装置 その他	DVDプレーヤー	〃	240円
	16mm映写機	1台	1,210円		ブルーレイディスクレコーダー	〃	240円
	パーソナルコンピュータ用プロジェクター（1）	一式	4,230円		移動式スクリーン	一式	200円
	パーソナルコンピュータ用プロジェクター（2）	〃	1,210円		レーザーポインター	1本	120円
	パーソナルコンピュータ用プロジェクター（3）	〃	600円		携帯マイク	一式	850円
	ビデオ用プロジェクター	〃	1,210円		持込電気器具	1k w	120円
	ビデオカセットレコーダー	〃	240円		陶芸窯	1回	1,000円
	展示用パネル（足付）	1枚	10円		ガスコンロ	1台 （1時間）	120円

別表第2（第7条関係）

（単位：1時間当たり）

室名	冷暖房料	備考
市民ホール	1,600円	使用時間に30分以下の端数が生じたときは、2分の1の額とする。
大視聴覚室	700円	
市民ホール、大視聴覚室以外の各室	200円	
女性センター	研修室A・B	200円
	会議室	250円
	研修室A・B、会議室以外の各室	150円

様式第2号中「プラネタリウム室」を「プラネタリウム」に、「140」を「200」に改める。

様式第3号中「プラネタリウム室」を「プラネタリウム」に、「60」を「100」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

議第7号

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加藤 忍

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

施設名	設備・備品名	単位	使用料
鶴岡市小真木原陸上競技場	放送設備	1式1日	円 1,270
	温水シャワー	1人1回	100
	ガス（食堂）	1時間	420
鶴岡市小真木原総合体育館	多目的ホール放送設備	1式1日	1,140
	アリーナ放送設備		3,420
	移動ステージ		2,190
	電光掲示板	1組1日	1,200
	移動観客席	1台1日	1,090
	フロアシート	1式1日	5,490
	スポットライト	1式1時間	600
	机	10台1日	210
	椅子	50脚1日	550
	温水シャワー	1人1回	100
	持込電気器具	1kw1時間	110

鶴岡市朝陽武道館	放送設備		1 式 1 日	520
	フロアシート			2,610
	移動ステージ			1,040
	温水シャワー		1 人 1 回	110
	持込電気器具		1 k w 1 時間	110
鶴岡市小真木原野球場	放送設備		1 式 1 時間	370
	スコアボード	得点部分		400
		フリーボード		170
		フリーボード営利目的使用		1,700
	ピッチングマシーン		1 台 1 時間	370
	温水シャワー		1 人 1 回	100
鶴岡市藤島体育館	放送設備		1 式 1 日	520
	移動式暖房機		1 台 1 時間	100
	温水シャワー		1 人 1 回	100
鶴岡市ふれあいと躍動の広場	屋外電源		1 時間	110
鶴岡市羽黒体育館	放送設備		1 式 1 日	520
	温水シャワー		1 人 1 回	100
鶴岡市櫛引スポーツセンター	放送設備		1 式 1 日	520
	温水シャワー		1 人 1 回	100
鶴岡市朝日スポーツセンター	放送設備		1 式 1 日	520
	温水シャワー		1 人 1 回	100
鶴岡市大鳥多目的運動広場	温水シャワー		1 人 1 回	200

備考

- 1 使用料の計算において、この表中1時間を単位とするものについて、使用時間に30分以下の端数が生じた場合は、この表に定める額の2分の1の額（当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とし、30分を超え1時間未満の端数が生じた場合は、こ

れを1時間に切り上げる。

- 2 鶴岡市小真木原総合体育館の机については30台までを、椅子については100脚までを無料とする。

別表第3 (第5条関係)

施設名	区分	単位	冷暖房料	
鶴岡市小真木原総合体育館	アリーナ	1時間	円	
			10,860	
	観客席		10,860	
	アリーナ及び観客席		13,030	
	大会議室		470	
	第1～第4会議室		各130	
	役員室		290	
	第1～第4選手控室		各130	
	会食室		670	
	その他の諸室	各130		
鶴岡市朝暘武道館	柔道場、剣道場		各1,100	
	柔道場観覧席、剣道場観覧席		各440	
	弓道場		330	
	会議室		260	
	役員室、控室		各130	
鶴岡市小真木原野球場	会議室		470	
	その他の諸室		各120	
鶴岡市藤島体育館	アリーナ	1時間	1階12基使用	1,260
			1階6基使用	630
			2階10基使用	1,050
			2階6基使用	630
	軽スポーツルーム(3基)		1基1時間	100
	会議室(2基)			100

	研修室（1基）	1時間	100
鶴岡市羽黒体育館	会議室（1基）		100
	研修室（2基使用）		210
鶴岡市櫛引スポーツセンター	武道場	6基使用	640
		4基使用	430
		3基使用	320
		2基使用	210
	合宿室	4基使用	430
		2基使用	210
朝日スポーツセンター	第1～第3会議室（2基）	1基1時間	100

備考

- 1 冷暖房料の計算において、使用時間に30分以下の端数が生じた場合は、この表に定める額の2分の1の額（当該冷暖房料に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とし、30分を超え1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間に切り上げる。
- 2 鶴岡市朝暘武道館弓道場及び鶴岡市朝日スポーツセンターについては、暖房料とする。
- 3 鶴岡市朝暘武道館柔道場及び剣道場の冷暖房設備の2分の1を専用使用する場合は、この表に定める2分の1の額とし、当該冷暖房料に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

議第 8 号

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部改正について

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 加 藤 忍

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則（平成 17 年鶴岡市教育委員会規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

様式第 1 号 別紙記載

様式第 2 号 別紙記載

様式第 3 号 別紙記載

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（太線内について記入して下さい。）

東田川文化記念館使用許可申請書			
申請者		年 月 日	
団体等名称		指定管理者 様	
所在地(住所)	〒		
代表者名	(印)		
使用責任者	電話 ()		
次のとおり使用したいので許可を申請します。			
使用日時	年 月 日 (曜日)		時 分から 時 分まで
	(開会) 時 分	(閉会) 時 分	
使用目的		内容	
行事の名称			
入場料等	有 (円) ・ 無	使用人員	人
使用室名	旧東田川郡役所		旧郡会議事堂
	和室	ギャラリー藤	明治ホール 談話室 応接室
使用設備名			

指定管理者記載欄	許可等		使用料等 (円)			
	許可 (許可条件)			算定額	免除額	決定額
室料						
冷・暖房料						
備品使用料						
合計						
決定日	年 月 日	備考				

様式第2号（第3条関係）

（太線内について記入して下さい。）

東田川文化記念館使用許可書					
申請者					
団体等名称			年	月	
			日		
所在地(住所)	〒				
代表者名				様	
使用責任者	電話	()	様		
次のとおり使用したいので許可を申請します。					
使用日時	年 月 日 (曜日)		時 分	から	時 分
	(開会)	時 分	(閉会)	時 分	
使用目的			内容		
行 事 の 名 称					
入 場 料 等	有 () 円	・ 無	使用人員	人	
使用室名	旧東田川郡役所		旧郡会議事堂		
	和 室	ギャラリー藤	明治ホール	談話室	応接室
使用設備名					

使 用 料 等 (円)				
	算定額	免除額	決定額	領 収
室 料				
冷・暖房料				
備品使用料				
合 計				

年 月 日

上記のとおり使用を許可します。

指定管理者

印

留意事項

- 1 本許可書を提示して使用すること。
- 2 裏面の記載事項を遵守すること。

様式第3号 (第5条関係)

東田川文化記念館使用料免除申請書			
申 請 者		年 月 日	
団体等 名 称		鶴岡市長 様	
所在地 (住所)	〒		
代表者名	(印)		
使 用 責任者	電話 ()		
東田川文化記念館の使用料について免除を申請します。			
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
	(開会) 時 分		(閉会) 時 分
使用目的		内 容	
行 事 の 名 称			
入 場 料 等	有 (円) ・ 無	使用人員	人
使用室名	旧東田川郡役所		旧郡会議事堂
	和 室	ギャラリー藤	明治ホール 談話室 応接室
使用設備名			

(免除を申請する人は氏名欄に押印して下さい。)

	免 除 等	使 用 料 等 (円)				
			算定額	免除額	決定額	領 収
鶴岡市長記載欄	免 除 (条例) 第11条1、2(1)(2)	室 料				
	(該当基準)	冷・暖房料				
		備品使用料				
		合 計				
	非免除 決 定 日	備 考				
	年 月 日					

議第9号

鶴岡市スポーツ推進計画後期改定計画の策定について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づき、
鶴岡市スポーツ推進計画後期改定計画を別紙のとおり策定する。

平成31年3月22日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 加藤 忍